



環境影響評価法の一部を改正する法律案について

2025年 3月13日

環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課



中央環境審議会における審議及び答申の概要について①



1. 検討経緯

(環境影響評価制度全体の在り方に関する検討の必要性)

- 環境影響評価法は、1997年に成立した後、2011年に改正され、**2013年に改正法が完全施行**されている。
- 改正法の附則において、「政府は、**この法律の施行後十年を経過した場合において**、この法律による改正後の環境影響評価法の**施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする**」こととされており、改正法の施行から10年以上が経過したことから、当該附則に基づく**見直しに向けた検討が必要な時期を迎えている**。
- 2024年10月に**中央環境審議会に対し、「今後の環境影響評価制度の在り方について」の諮問**がなされた。

(陸上風力発電事業に係る環境影響評価制度の在り方に関する検討の必要性)

- **風力発電事業は、環境影響評価手続の件数が増加傾向**にあり、2050年ネット・ゼロの実現に向け、**今後も更なる導入拡大が期待**されることから、2023年9月に**中央環境審議会に対し、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について」の諮問**がなされた。
- 2024年3月に風力発電事業のうち、洋上風力発電事業に係る環境配慮の在り方が一次答申として取りまとめられた。また、当該一次答申では、風力発電事業全体に係る制度の在り方について結論を出すべく、**陸上風力発電事業に関しても、検討を進める必要性がある旨の指摘**がなされている。
- 陸上風力発電事業については、2021年に閣議決定された**規制改革実施計画においても、「効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方」について検討を進めていくことが必要**とされている。

2. 中央環境審議会の開催状況

- 陸上風力発電事業に係る環境影響評価制度を含む今後の環境影響評価制度全体の在り方について検討を行うため、2024年11月より、**中央環境審議会 総合政策部会「環境影響評価制度小委員会」(アセス小委) 及び「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」(風力アセス小委) が開催**。
- その後、両小委員会における審議を経て、**2025年3月に、中央環境審議会から環境大臣に対し、答申がなされた**。

<中央環境審議会 アセス小委・風力アセス小委の開催実績>

日時	議題	備考
2024年11月1日	開催経緯、審議の進め方、制度の施行状況、前回改正のフォローアップ等について	両小委を合同開催
2024年11月6日	関係団体等へのヒアリング	両小委を合同開催
2024年11月18日・21日	環境影響評価制度の課題と対応の方向性について（論点整理）	各小委を個別開催
2024年12月12日	答申（案）について	両小委を合同開催
2025年2月3日	答申（案）について	両小委を合同開催

(※) 2024年12月25日～2025年1月23日まで、答申（案）に関するパブリックコメントを実施。

中央環境審議会における審議及び答申の概要について②



3. 答申の主な内容

①前回法改正事項の点検

(配慮書手続の在り方)

- **配慮書手続は制度として維持していくことが適当。** 今後は、当該手続をより効果的に機能させるために、**複数案の考え方等について検討を進め、関係法令等の見直しや、ガイドラインの整備を進めていくことが必要。**

(報告書手続の在り方)

- **報告書手続は制度として維持していくことが適当。** 今後は、**環境省が発電所事業の報告書を取得することができる仕組みを早急に構築し、事後調査等の実施結果を一元的に管理・分析することによって、後続事業全体に係るより効果的かつ効率的な環境影響評価の実施につなげていくことが期待される。**

②陸上風力発電の導入促進に当たって必要となる環境配慮の確保

(立地誘導による導入促進)

- **陸上風力発電事業による環境影響**（鳥類、景観、騒音等）の程度は、一般に、**風車の立地場所や配置によるところが大きい**ため、環境影響を回避・低減し、環境配慮が確保された陸上風力発電事業を最大限導入するためには、**環境影響の懸念が小さい適地へ、事業を誘導する仕組みの検討が必要。**

(現行の法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保)

- 風力発電事業では、現行の**法対象規模未満（3.75万kW未満）**の事業であっても、立地によっては、**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある**ため、例えば、**第二種事業の規模要件を引き下げ、立地により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを法の対象とする等の措置が求められる。**

(建替事業に係る効果的かつ効率的な環境影響評価手続の実施)

- 区域や規模等に大きな変更がない建替事業については、**現行の配慮書に代わり、事業の概要や、事後調査等の実施結果等を踏まえた発電所の設置に係る環境配慮の方針等を記載した簡潔な書類を作成・公表し、必要に応じ国が意見を述べる等の仕組みを設けることが適当。** なお、建替事業に係る配慮書手続の見直しは、それぞれの事業特性を考慮し、**風力発電事業以外の他の事業種も対象となり得る制度とすることが適当。**

③現行制度の課題等への対応

(環境省による環境影響評価図書の継続的な公開)

- 様々な公益に資するよう、**環境省が環境影響評価図書を継続的に公開することが可能となるような制度上の仕組みを早急に確立**するべき。

(戦略的環境影響評価の実現)

- 戦略的環境影響評価の実現に向けて、持続可能性アセスメントも視野に入れ、**検討を進めていくことが求められる。**

(累積的な環境影響への対応)

- 諸外国の事例等を整理の上、**累積的な環境影響評価に係る技術的な考え方等について検討を行い、ガイドライン等を策定していくことが必要。**

(環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化)

- 生物多様性保全等の観点から、**技術的なガイドライン等の整備を進めていくことが求められる。** また、**アセスに係る人材育成、環境情報基盤の充実化に取り組みることが必要。**

(環境影響評価法の対象とすべき新たな事業に関する検討)

- 海洋等において将来的に実施が見込まれる**大規模な新規事業について、あらかじめ事業の動向を注視し、科学的知見の収集を図っていくことが必要。**

工作物の建替えの時期を迎える事業に対する環境影響評価手続（アセス手続）の見直しを図るとともに、アセス手続において作成した書類（アセス図書）に含まれる環境情報の活用を進める。

■ 背景

- 環境影響評価法は、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、よりよい事業計画を作り上げていくためのプロセスを定めた手続法。
- 同法の施行から四半世紀以上が経過し、**アセス手続の対象となる工作物も建替えの時期**を迎える事業が生じている。
- 現行法は、事業の位置や規模が大きく変わらない**建替えに対する規定がなく**、新規事業と同様に事業位置の検討や周辺環境の調査を課しており、**適正な環境配慮は維持しつつ、合理化することが可能**。
- 現行法に基づく事業者による**アセス図書の公表期間**は概ね**1か月程度**に限られている。後続事業者における効果的なアセスの実施や近傍の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、**既存のアセス図書の情報を十分に活用できない**。

■ 主な改正内容

① 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

- **建替事業**（※）に係る配慮書（**建替配慮書**）については、位置が大きく変わらないことから、事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要とする一方で、**既存事業の環境影響を踏まえ、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすることとする**。
- ※ 既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業。
- **環境大臣等**は、既存事業に伴う懸念事項を含め、**建替配慮書に対する意見を述べることを可能とする**。

② アセス図書の継続公開

- 事業者による縦覧等の期間後においても、**環境大臣がアセス図書**を入手した上で、**インターネットにより継続公開**することを可能とする。

※このほか、平成23年改正において手当てする必要があった法第21条、第41条及び第54条について、規定の修正を行う。

<施行期日>

公布の日から起算して**2年**を超えない範囲で政令で定める日。

ただし、②については公布の日から起算して**1年**を超えない範囲で政令で定める日

